

災害時における施設利用に関する協定書

令和8年2月25日

鈴 鹿 市
医療法人誠仁会

災害時における施設利用に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）及び医療法人誠仁会（以下「誠仁会」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において誠仁会の施設を鈴鹿市地域防災計画に基づく救護所（以下「救護所」という。）として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市が災害時に誠仁会の施設を救護所として利用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（救護所の対象施設）

第2条 本協定に基づき救護所として利用する施設（以下「対象施設」という。）の所在地、施設名、管理者は、次の各号のとおりとする。

（1）所在地 鈴鹿市平田一丁目2番22号

（2）施設名 介護付有料老人ホーム メディカルヴィラ はなみずき
1階の一部（救護所利用範囲は別に定める。）

（3）管理者 誠仁会

2 災害時の状況により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、市及び誠仁会が協議の上、利用する施設を決定するものとする。

3 市は、救護所の対象施設を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用の要請）

第3条 市は、対象施設に救護所を設置する必要がある場合は、誠仁会に対しその旨を書面又は口頭で要請する（書面の様式は別に定める。）。

2 誠仁会は、前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、市が速やかに対象施設を利用できるよう努めるものとする。

（施設の管理運営）

第4条 市が対象施設を利用する期間の管理運営は市の責任において行うものとする。

2 誠仁会は、対象施設の管理運営について市に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第5条 対象施設の土地建物利用料については、無償とする。

2 対象施設の利用により生じた損害(施設又は設備等の破損)及び電気、水道、ガス使用料金等の施設利用に要した費用は、必要に応じて別添1に従い、原則、市が負担するものとする。ただし、市又は誠仁会が協議を要すると判断した費用については、市及び誠仁会が協議の上、負担金額を決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 誠仁会は、前条第2項の費用を市に請求する場合は、市の指定する方法により一括して請求するものとし、市は、誠仁会から請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに当該費用を支払うものとする。

(原状回復義務)

第7条 市は、利用期間を終えたときは速やかに対象施設を原状に回復し、誠仁会の確認を受けるものとする。ただし、災害により損傷した部分は原状回復の対象外とする。

(設置期間)

第8条 救護所の設置期間は、災害発生時から原則として14日以内とする。ただし、状況により設置期間を延長する場合は、市及び誠仁会が協議の上、これを決定するものとする。

2 市は、誠仁会が早期に通常運営を再開できるよう配慮するとともに、救護所としての利用の早期解消に努めるものとする。

(閉鎖の通知)

第9条 市は、対象施設の利用を終了する際は、誠仁会に書面又は口頭で通知するものとする(書面の様式は別に定める。)

(連絡体制)

第10条 市及び誠仁会は、本協定に関する連絡責任者を選任し、それぞれ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、市又は誠仁会から何らかの書面による申出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1

年間更新されたものとし、それ以降もまた同様とする。

(変更・削除)

第12条 本協定の内容を変更又は削除しようとする場合は、書面にて通知し、市及び誠仁会が協議の上、これを行うものとする。

(解除)

第13条 本協定を解除しようとする場合は、書面にて通知し、市及び誠仁会が協議の上、これを行うものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、市及び誠仁会が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、市及び誠仁会が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年2月25日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松則子 印

三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号
医療法人誠仁会
理事長 田中彩子 印

別添 1

「災害時における施設利用に関する協定書」第5条第2項における 費用の算出方法について

このことについて、市が施設利用に要した費用のうち電気、水道、ガス使用料金等を救護所としての施設利用に要した費用と誠仁会が業務に要した費用に分ちがたい場合は、下記のとおり算出し、決定するものとする。

記

救護所が設置された月の該当費用の全額に対し、市が救護所として利用した面積を建物の総面積及び車路利用面積を合計した数値で除した数値を乗じ、さらに救護所の設置日数を設置のあった月の全日数で除した数値を乗じたもの（1円未満切捨て）を、市が負担する費用とする。

（下図計算式参照）

【図】

$$\boxed{\text{費用全額（該当月）}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{建物利用面積（市）} \\ + \text{車路利用面積（市）} \\ \hline \text{建物の総面積} \\ + \text{車路利用面積（市）} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{建物利用日数（市）} \\ \hline \text{全日数（該当月）} \end{array}}} = \boxed{\text{費用負担額（市）}}$$

なお、費用の算出にこの図の計算式が適さないと考えられるものについては、第5条第2項のとおり、市及び誠仁会が協議の上、費用負担を決定するものとする。